

平成 23 年 1 月 27 日
国土交通省危機管理室

国土交通省における鳥インフルエンザ対策について
(愛知県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について)

本日（1月27日）未明（午前2時30分頃）、愛知県豊橋市において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、本日午後1時30分、内閣総理大臣を本部長とする政府の「鳥インフルエンザ対策関係閣僚会議」が開催され、大畠国土交通大臣は出席の上、以下の発言を行いました。

【発言要旨】

- ① 国土交通省としては、愛知県での鳥インフルエンザの発生を受けて、中部地方整備局及び中部運輸局に対策本部を設置し、必要な支援を行っていく。
- ② 関係自治体との連携を強化するため、昨日、中部地方整備局より愛知県へ連絡要員を派遣した。
- ③ また、関係自治体からの要請を踏まえ、高速道路や国道への消毒マットの設置の協力、散水車等の機材の貸与等必要な支援を行っていく。
- ④ さらに、本日の鳥インフルエンザ対策関係閣僚会議開催後に、国土交通省鳥インフルエンザ対策本部を開催し、対策の徹底を指示する。
- ⑤ 今後とも、関係省庁・関係自治体等との更なる連携の上、必要な対策を推進していく。

今後、家禽において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された場合には、早期の封じ込めのための速やかな対応が不可欠であるところ、本日、国土交通大臣を本部長とする「国土交通省鳥インフルエンザ対策本部」を開催し、「今後の対応方針」（別添）について決定を行いました。

また、大畠大臣より、「早期の封じ込めに向けて国土交通省においても、関係省庁及び関係自治体等との調整を行い、必要な対策を推進していくこと」との指示が出されました。

【連絡先】

国土交通省危機管理室

参事官 鵜沢、企画調整官 富田

電話：03-5253-8974